



鮮から移動しまして日本に配備するまでのとしまして入つて来る場合におきましては、アメリカの本国から入つて来る者と同じような関係になつて来るということになつておると思ひます。  
○菊川孝夫君 そうしますと、今後は駐留軍というのは、今の占領下において解釈されているような国連軍といふような形式で、日本を基地にして朝鮮作戦をやつておることはこれはもう事実であります。そういう連中が内地へ帰つて来るようなのはこれは駐留軍ではない、従つてこの法律の適用は受けない、こういうわけでござりますか。暫くの間内地へ来いろいろ／＼休暇をとつたりして皆帰つて来ているのは現にあり得るので、今後も恐らくこれが駐留軍と朝鮮連軍とをはっきり明確には僕はできないと思うのです。そうした場合に朝鮮から休暇その他で帰つて来る、何と言つても今まで長い間おつた駐留地でありますから帰つて来ると思うのであります。この人々たちは結局この法律の適用を受けないので、日本に入るときには釜山から下関に上陸したときには、これは一律朝鮮の免稅の特典は受け得ない、こうふうに解釈されるのですか。  
○政府委員(平田誠一郎君) この日本に駐留しております部隊がどういふ行動をとるかということは、これはその辺まで私も存じいたしておりませんが、これは或る程度日本以外の地域に出でて行動する場合もあり得ることとか思ひます。そういう日本に駐留する限りにおきましては、この法律の適用がありますことは今申上げた通りでございます。それから国連軍として今後

動しておりますのでこの朝鮮にあります  
各國の軍隊、これにつきましてどうす  
るかという問題は先般お答えいたしま  
した通り、目下別途に話を進行中でござ  
いまして、この三月の間は一種の占  
領軍としましての各種の特權、それを  
大体この行政協定の趣旨に従いました  
方向で必要な事項を認めて行くという  
方面で処理する、で三月の期間の切れ  
ましたのちにおいてどうするかということ  
ことは、これは先般申上げましたのよう  
に改めてこの協定を必要とする、その  
協定ができ上つた上で必要な措置が講  
ぜられて行くと、まあこういうことに  
相成るかと存する次第でございます。  
○菊川義夫君 そうしますと、今の平  
田さんの御説明では別の協定ができるな  
い限りにおいては朝鮮において駐留す  
るような軍隊はこの法律の適用を受け  
るものではないと、こういうふうに解  
釈していいか。

たしましても、すべて軍属の証明書を濫発したことは、これは平田さんも御承知だと思いますが、そういうことはこれは行政協定に基いて税関の折衝をされる際当然問題になつたと思うのであります。が、その点はどういうふうな了解がついておりますか。これは日本がやつたからアメリカは必ずしもやるというふうには我々誤解するわけではありませんが、これはどこでも軍隊といふものはやるものであります。僕らでも実は戦争中或いは満洲事変当時向うに行くときに簡単に軍属というような証明書を大佐級ばかりに頼めばくれる。その証明書を振り廻して向うに行つて来るということはあり得たわけであります。これは実業家でも何でも向うに行つて、軍の人によつと頼めば証明書をもらえる。これはアメリカでもやる危険が今後多いのではないかと、こう思ひますので、実は証明書を出されてしまいますと、今度はその定義を法律でこちらはやろうつたつて一方は厖大な武力を持つた一つの力を持つておりますが、こつちは無力であります。従つてどうしてもこれは押され氣味になるということは、過去の歴史でもどこでもあつたことがあります。この了解点はどういうふうにできておりますか。

ざいまして、私どももその区分は関税等の取扱におきましてはつきりいたしたいと考えております。然ばにその証明書を濫発しませんかという問題でござりますが、これは勿論それほどございませんが、これは定義が掲げてあります。ここに定義が掲げてあります。國軍隊に雇用され、これに勤務し、又現に服役中の者を言う、軍属というのは「合衆国の国籍を有する文民で合衆國軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう」こういう定義を掲げております。ここに「随伴するもの」という言葉がありますので、やや御質問のような点があるうかと存しますが、これは私ども主として軍隊が特殊の用務を委嘱いたしまして、その用務を達成するために連れて来る者、こういうわけであって、その中にややもすればお話をのように必ずしも軍隊の用務以外の用務を帶びて入つて来る人があるかどうか、ということが問題になつて来ると思ひますが、その点はやはり私ども今後におきまして、よく注意いたしまして、日本政府としてましては濫発される虞れがないよう十分努めて行きたい。これは結局相互の実行上の問題でござりますので、まあの辺は問題があります際には合同委員会等で取上げてもよろしい問題でござりますし、十分注意いたしまして、お話のようなことがないよう努めたいと考えておる次第でござります。

のをいう。こういう定義になつておることは事実でありますけれども、今日までこれらの機関が相当、これは日本人のうちの悪意な人だと思うのですけれども、これを利用しておることは事実であります。今日でももう相手は合衆国の軍隊が公認しておるところは、實際や社交クラブ、新聞発行所等の諸機関が合衆国の軍隊が公認しておることは事実でありますけれども、今日までこれらの機関が相当、これは日本人のうちの悪意な人だと思うのですけれども、これを利用しておることは事実であります。今日でももう相手は合衆国の軍人が連れてい行きましたけれども、これは公然で以て P.X 等のものを買つて来てわざと買わしておるのか、とにかくからかう事件があることはもう公然の秘密になつてゐる。むしろ国会議員にしろ或いは中には国の公務員にいたしましても、平然と公開の席でもラッキーストライクを喰つているような人が今までにあつて、これはもう公然の秘密になつております。これは殆んど取締と言いましょうか、実際には殆んど取締られておらない、こういうようなのがありますと、特に問題は、私が申上げた実際だと思ひます。今後長くこういう状態は……もう日本人もこれは当り前のような気持になるということになりますと、特に問題は、私が申上げたのは、日本人を、特に女の子あたりを合衆国の軍人が、或いは軍属、家族等がこれを利用させるのに同伴するような事件がたくさん生じていると思うのであります。そういう場合にはこれららの機関が犯すこれは違反行為だと思うのです。ここに限定されました構成員及び軍属並びにそれらのものの家族の用に供せられるときには限つて、これは税法の免除の適用を受けることに

なつてゐるわけでありまして、そこに日本人に利用させた、させているといふような事実があつた場合には、当然これはその免稅の処置を取消し得るといふことになるわけでござりますか。この点の申合せはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は今まで私ども聞きましたところによりますと、やや緩に流れている事実があるというようなことも聞きまして、実はこの会議の際にもそういうことを言つて警告を発したようなこともございました。その点につきましては、向うの首脳部としては勿論今までそういふことはあるべきでないし、今後におきましてはなお一層注意する。で、而も場所の配置等につきましても、こ<sup>ト</sup>ういう特殊の施設は地域外、施設外に設けることは原則としてしないというふうな注意を加えまして、お話をようなことが極力ないようにするという向うの説明でございます。大体ここに書いてありますものの中で海軍販売所、P.X. 食堂、社交クラブ、劇場これは専ら向うの軍人、軍属及びその家族の使用にだけ供する。ただ新聞は經營の都合でそれ以外の場所におきまして、も販売することを認めていた。それ以外のものに販売する分につきましては課税もするという規定を設けていたいと思ふ。次第でございまして、これはやはりつきりしました証明書を持つている者に対してだけしか免れない、而も最も聞いて見ますと、やはり誰が買つて

たが、一々記録させているようござります。物によりましては配給制度になつております。そこで、一人で余計にそれより以上買えない物もござりますし、物によりましては或る程度自由に買える物もあるようでござりますが、買った者につきましては、一々買主の名前を記録せしめているようでございます。そういう点は非常に今後はつきりさしてもらえばはつきりするのではないかと思います。なお食堂、社交クラブ、劇場、この辺になりますと、私は勿論勘定主と申しますか、金を払う人が軍人、軍属又はその家族でなければこれは絶対にいけないと思います。たま／＼場合によりまして、それ以外の者をそうちう軍人等の勘定で連れて来るようなことまで嚴禁してしまうというのはどうも事柄の性質上行き過ぎじやないかと思いますが、併し本當は自分の計算で軍人、軍属又は家族以外の者が使用するということにつきましては、厳に取締つてもらう考え方でござりますが、そういうものにつきましては、今後更に私ども一層留意を加えまして、運用上遺憾のないようにしたいと思う点でございまして、只今の御意見の点はよく承りいたしております。注意いたしたいと思う次第でござります。

日本が日本の闇市場に流れ、非常に思ふのです。そこで申上げたいのは、こういう機関に対しまして、すべてこれを一貫して、どの法律でもそうありますけれども、立入りて、或いは都合によつてはいろ／＼実際の事実が現われたような場合にこの方面に立会いの検査であるとか、或いは監査というようなことになると角が立つと思いますが、何らかの方法でこれに立入りをして、そして正しく運営されているかどうかということを確認することを日本側から要求することができるなどをこの行政協定の際に確認ができるといふものであるかどうか。ただ向うの良識に任すのみであるかどうか。この点について一つお伺いいたしたい。

○政府委員(北島武雄君) 御懸念の点は誠に御尤もでございますが、我々といたしましたも、先ほど局長が説明いたしましたように、行政協定の締結の際にもいろいろ詰合いましたし、それから又その後予備作業班におきまして、いろいろ、関税問題、所得税問題につきまして分科会を設けてやつております。関税問題につきましては、P-Xを我々が立入つて検査することも勿論OKということに只今なつております。従いまして、若し今後P-Xにおきまして特権が非常に濫用される虞れがあります際におきましては、我々いたしますては勿論この両方の申合せを基礎としたとして、立入り検査を実施する考えでございます。

○菊川章夫君 次に第七項に「この法律において「契約者等」とは、通常合

○政府委員(北島武雄君) 大変細かい点をお気付けて控縮ですが……。

○菊川孝夫君 いや／＼皮肉をいわれては……。

○政府委員(北島武雄君) 行政協定の十四条はこれは契約者の規定でございますが、一項におきましては、これらは「通常合衆国に居住する人(合衆国の法律に基いて組織された法人を含む。)」と明らかになつております。ところが第二項のところにおきまして「前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を與えられるものとする。」とありますて、関税におきましてはC項におきまして「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一條<sup>3</sup>に定める関税その他の課徴金の免除」とござります。これらは専らペソナルな問題でございまして、我々としましては、法人は含まれないという解釈で向うと折衝いたしました結果、関税につきましては契約者等の中には法人は入らないという解釈でございまして、従いまして特に関税に関する臨時特例の法案の契約者等の定義の中には法人はすべてないわけであります。例えば携帯品といふのは法人の携帯品でなくて、ペソナル・エフェクトである。自動車にいたしましても、会社の用に供するために何台でも購入するとすれば、この條項では買主はペソナル、それから軍事郵便についてもこれはペソナル

の問題であつて、すべて関税の第六條の四号、五号、六号はこれはペーパンナルな問題で、法人については適用がないという解釈で来ておるわけでありま

○菊川孝夫君 そうすると合衆国軍隊が使用するためにこの建設、維持、運営の事業をなす場合に、すべてこれはもう個人がやる場合にはこの関税の適用を受ける。契約者としての適用を受けると、併し契約というものは個人とやるのは少いのではないか、実際問題としまして……。品物を持つて来ましても法人の名前で、アメリカの会社名で以て品物を持つて来る。これは一体どういうことですか。運営や維持、建設は個人業者というものは実際問題として少いのではないか。直接接するか否かの問題でござります。なお三号のところは、これはいわゆる契約者等ばかりでなく、日本人の契約者におきましても、それが最終的には軍隊に使用されるか、或いは軍の施設又は軍が使用する物品に附台、混和、加工されるようなものは、そういうものは免除される。これはいわゆる法人契約者であると日本人の契約者であるとを問わない恰好になつております。特に法人をこれから除きまして、何らの契約者等の定義におきまして、関税關係においてこれをおさします。

所有し、又は全部用船契約により用船しておる船舶で」というのは、これは通常我々が戦時に見ました御用船だけを契約して輸送としておる場合に是、このとん税の免除については当該物品の重量、これで適用することになりますか。とん税の場合について……。

○政府委員(北島武雄君) 第三條にはつきり規定しておりますように「合衆国政府が所有し、又は全部用船契約により用船している船舶で」とこうなつてあります。いわゆるチャーターには二つ分けまして、いろ／＼分け方がございますが、一つの分類はいわゆる全部用船契約、お詫のようにその船腹の全部を借り上げておる。それからもう一つは一部用船契約で船腹の一部を借り上げておる場合、この船腹の一部を船腹の一部を借り上げておるいわゆる一部用船契約による船舶は入らんと、こういうわけであります。

○菊川孝夫君 次に第四條の、ちょっと私わからぬのであります、「当該船舶が公用船である旨を税関に証明しなければならない」というのは、この船長の権限だけで以て、とん税免除の手続はできることになつておるのである。これはほかの軍隊の証明なんかなしに船長の申出にて、よつてこれはとん税免除の取扱いがで

きる、こういうことになつておるわけですか。これは船長の権限だけです。それをやらせることになるわけですか。手続は政令で定めるということになつておりますが、この場合には当然合衆国の軍隊の証明書を添附して船長は出せというふうなことをされるつもりですか。又それとも船長はこれは公用船であるという書類を出せばいいということにするつもりですか。そうせんと先ほどの三條との関係からしまして一部用船であるか、それとも全部の用船であるかということがはつきりしないと思うのですが……。

○政府委員(北島武雄君) 船長は御承知のごとく世界各国とも共通に船舶についての絶対権を持つておりますし、我々としましてはその船長の我々は公用船であるという証明によつて認めるつもりでございますが、但し合衆国政府、軍隊からは隨時その公用船の資格を失つた場合においては税関に通知してもらひ、あらかじめどれが公用船であるかということは一応税關においてリストがあるわけでございます。

○菊川孝天君 そうしますと、公用船の場合にはすべて登録してあって、何号という船は公用船になつてゐるということになつてゐるわけですか。そうすると、税關に公用船の船長は証明しなければならないというのは、その証明の必要はないのぢやないですか。その点がどうもはつきりしないのです。

○政府委員(北島武雄君) ちよつと言葉が足りなかつたのですが、あらかじめ全部登録するということではなくて、それ例えば或る船が港へ入りまして、それが。

までは公用船であった。併し港へ入つて、そこで契約が解除になるという場合があります。その場合には軍隊から今入つておる船は今まで公用船であります。併し港へ入つたけれども、これからは公用船ではないからという通知があるわけです。あらかじめ全部の船についてこれらが公用船である、これは公用船でないというリストはないわけです。一応港に入るときには公用船であった。ところがその航海によつて用船契約が終了して、そうして公用船でなくなるといふ場合には直ぐそのときに当該軍隊から通知してもらうということになつております。従いまして、各船長がやはり公用船である旨を証明する規定は必要なわけでございます。

す。今回この第三條を御覽になりますと、全面的にとん税が免除になるのじやなく、これらの船においても第六條の規定の適用を受けない課税品が入つております場合にはその「当該物品の重量が全積載物品の重量に対しても有する割合を噸税法第一條の規定により算出した当該船舶のとん税相当額に乘じて得た額のとん税を徵收する」、百分比によつてとん税が徵收になることになつております。ところが米比協定におきましてはこういう規定がございません。それからなお現在までの取扱いを申しますと、とん税につきましては、従来はいわゆる一部用船契約、御用船と言つておる一部用船契約で船腹の一部を用船しておる船頭でも、軍貨物がある場合にはその軍貨物に相当する接分した分のやつを免稅しておつた。ところが今度一部用船契約は全部抜かして、たとえ軍の貨物が積んであつても全部とん税を徵收する、それから北大西洋條約に基く協定におきましては、とん税関係の規定はどこを見てもちゃんと見当らないのですが、恐らくはこれは北大西洋條約におきましては十数か国の多角的な協定でもありますので、その最大公約数をとつたのであります。問題になつたらそのときには協定するのであるうというように我々は考えております。なお関税関係一応とん税問題は問題にならなかつたのですが、関税関係におきましては、米比協定では軍人、軍屬、その家族が輸入するものは一切すべて免稅でございますが、関税関係におきましても、米比協定では軍人、軍屬、その家

きましては、一切が免稅ということにはなつております。この点は先方とも大分相当時間をかけて議論した挙句まとまつたわけであります。一応現在関稅定率法によつて認められてゐる携帶品、それから自動車、これは特殊の生活様式も考えなければなりませんし、それから現在又一般の旅客についても自動車については機帶輸入をするもの、資材については免稅といふ取扱いをいたしております。それから最後には軍事郵便局を通じて送られる通常且つ相當量の衣類、家庭用品、こういうことになつております。米比協定におけるようない非常に広い免稅は認めておらないわけであります。それから北大西洋條約におきまする関稅關係でござりますが、大体北大西洋條約に基く協定を御覽になりますと、非常に條文關係も日本米行政協定と類似しておる点がござります。ただ北大西洋條約に基づく協定におきましては、この關稅法等の臨時特例第六條の軍事郵便局を通じて日本國に郵送される通常且つ相当量の衣類及び家庭用品というようなのはちよつと見当りません。これも恐らくは又現実に具体化してから上の話で、それから又提起され、解決されるべき問題じやないか。従つて協定にはそれは載つていないのでじやないかと、こういうふうに考へるのであります。全体通じまして、米比協定に比べては、著しく今度の協定は具体的に且つ厳密に規定されております。大体において北大西洋條約程度の條文になつておるかと私どもは考へておるのであります。

りましたが、米比協定よりも非常に具体的になつておるし、若干取締等の場合でもこれは便利であるようには思いますが、併しこの行政協定を読んで見ましても、あとで軍事郵便で送る場合に、これはもう殆んど日常生活用品なんかは皆軍事郵便を利用した場合には無税になつておりますし、これの運用の面におきまして、これは條文の表現上では非常に厳格なようにはできっておりますけれども、実際軍隊が、これはもうどこでもありますから、軍隊が駐留地へ向つてその家族の私用に供するものまでもん／＼無税にするということになりましたならば、これは解釈のしようによつてはすべて軍事郵便を利用させると思うのです。アメリカの駐留軍がここへ家族を連れて来ておつた場合には、一々詳しく本国において軍事郵便を利用する際に、品物について日本の日米行政協定や日本の法律を向うが調べてこれに該当するかどうかということは、これはもうどこでも慣例だと思ひます。そして実際の面におきましては、これは米比協定と何ら変りないように殆んど無税で日本へ持込れるのじやないか、而も一番惧れるのは、その持込んだ品物が例えば洋服の生地にいたしましても、或いは煙草その他の菓子類、或いは石鹼とか、そうした日用品にいたしましても、多量に持込まれまして、それが無税で入つて来まして街に流れるのことを惧れる、長い間たつているとどうしてもそういうことはあり得るのであります、例えば日本人

なんかでも中國、満洲國に参つておたときにも、日本からいろいろ／＼な品を理由を付けまして必要量以上に取せまして、そしてこれを中國人に売れておるような悪い人間も日本の軍並びに軍属の中にあつたのであります。それで、それを取調べるというの是非常に困難だと思うのですが、これ人員でも殖やして相当専門のものじりでないところはとても……、軍人相手あるということ、それから語学が相当達者でなければならんということ、それから向うの習慣等も相当心得たのでない限りにおいてはなかなか／＼できないと思うのです。語学もわかりぬうの生活様式も相当理解しておるものでないところはいろ／＼と紛争も起ると思うのですが、そういうこの選任をする人の人的な陣容を相当殖やす／＼うなことを関税部長考えておられますか、どうですか。それを今までの機会だけでやつて行こうとしておられるですか、この点について。

ますれば、税関で見ておりまして、してこれが私用に供するかどうかと、うことがはつきりするわけであります。その場合には若し私用に供しない商業的な意味で入れれば、これは協定違反ということになりますので、我どもチエックできるかと考えるわけであります。なお第六号の軍事郵便の関税でございますが、これは本国から慰問品等相当遅れて参りますので、そと併せて家庭から取寄せるというような場合にそれを免稅しないというのもちよつと実情に即きないではないかと考えまして、この免税規定を入れた次第でございます。

○波多野鼎君 今の話は第四号でござり得るでしよう。引越荷物の中に入つてゐるのじやないかと思います。そうすれば第五号というのを特に入れる必要は僕は積極的な理由がないよな気がする。

○政府委員(北島武雄君) なか／＼引越荷物、機帶品では貰えない部分があるかと思います。それから又先例を申上げますと、実は北大西洋條約に基く協定にこの自動車だけを特定して免税にするという規定がござります。その先例によつたわけであります。

○波多野鼎君 それから今言われた慰問品ですね、そういうものは別に、慰問品なら慰問品としてはつきり出したらどうですか。こういう第六号の大きな枠をきめておりますと、運用される危険が非常に多いのですよ。何だか余り枠を抜け過ぎているからいけないと思うのですがね。

御支援下さい。

(笑書)

ますれば、説得で見ておのづから

昭和二十七年四月十五日

○政府委員(北島武雄君) 軍事郵便の場合には慰問品が相当多かろうと存するわけであります。慰問品だけと限定いたしましても、やはり無理な点があるのじやなかろうか。現在は御承知のようにこういうものは軍隊で発注するI D四百二十六号という特別な組織がございまして、それを出せば皆んな免稅で何でもかでも輸入できた。今度はそういう点を抑えまして、特に向うの内部においても相当軍事郵便の数量、重量等につきましては制限がござりますし、軍事郵便だけによつて送られるというものは相当量の衣類、家庭用品、こういうものを本国から取寄せるという場合においてこれを免稅しないといふのは幾らか実情に即しないという点を考えまして、そのまま免稅規定を入れたわけであります。御指摘のようにこの軍事郵便を通じて行われることの濫用も予想されないわけではございませんが、それは又施行の状況を見まして、両方でよく協定して実施において遺憾ながら止めようと考えておるわけであります。

図ることに重点を置いておる。日本の經濟政策とか、日本の經濟とか、或いは日本の主權の問題とかそういうものをして如何にして確保して行くかといふ点が重點になつて来るのですよ。あなたがたの考え方は向うの便宜のことばかり考えている、「平和條約に賛成したから」と呼ぶ者あり) そういう便宜のことばかり考えて、すべてこれは立案されていると思う。実情に即しないと言ふ。昨日からもしよつちゅう言つておるけれども、目下の実情ですか、占領下の実情ですか、そんなものに即する必要はないですよ、新らしい事態を作り出せばいい。そういう点では非常にこの法案の作り方の基本的に横たわる観念が少し間違つておるようと思うのだが、どうですか。

方でもこれに関する説明とか附則とか解説事項がほかのよりも非常にボリュームが多くて閉口しているというふうに漏らす人がありました。私どもはその事柄の対象をはつきりいたしまして、そういたしまして、それを果して目的を達成するわけでございますので必要であるかどうかよく考えた上でその限度において考える。まあ勿論私どもはやはり日本に軍隊が駐留して一定の目的を達成するわけでござりますので、そういうことに対しまして必要な限度というものは、これはやはり態度といたしましては日本としては考え方、併し必要を超えてやるということにつきましては、これはどうも考え方としてもらいたいという趣旨で実は各般に耳つて話したわけであります。従いまして、協定或いは法律案もその他の例に比べますと、私は相当日本のほうが詳細になつておる。それで今の御指摘の軍事郵便の場合におきましても、「日本国に郵送される通常且つ相当量」という言葉を使つておりますが、これはもつと細かく書けば或いはもつと細かくなり得るかと思いますが、一般的のこの米比協定その他にはこういうことにつきましても非常に包括的に、もつと包括的になつております。それでこういうふうにしておきましたが、一般的のこの米比協定その他の「量の衣類」であるかどうか、これは今後実行の際におきまして十分資料等を集めて来て、範囲を逸脱しました場合におきましては、話合いできめる余地が非常に多いと思う。又私どもは是非そいたしたいと思う。やはりそこは実績等につきましては、適当なときによつて報告してもらうことになつ

ております。それを見まして、その上  
でどうも範囲を逸脱しているというよ  
うなふうに見られる場合におきまして  
は、遠慮なく先方に対しましても申入  
れまして、必要な措置を講ずることに  
いたしたい。  
それからもう一つは関税法の第十一  
條でございますが、十一條の規定はこ  
れは又非常にはつきりした規定を設け  
ておるのでございまして、軍隊の構成  
員、それから軍属又はその家族等、又  
はこれらの方であつた者、過去にそ  
であつたがそういう資格がなくなつて  
日本に住んでいるような人、こういう  
ような人々が第六條の適用を受けて、  
違反した物品を日本国内において免税  
を受ける資格のない者に譲渡しようと  
するときは税關に申告して当該物品の  
検査を経て譲渡の免許を受けなければ  
ならないという規定を設けたのでありま  
す。これはもうまさに軍人等にびつ  
たりとこれが適用になるのであります  
て、これにつきましては、やはりこれ  
を免稅しまして入れた物を横流しした  
場合におきましては、この規定違反と  
しまして、あとで制裁が設けられてあ  
ります。まあそういう点もはつきりと  
きりいたしました。こういう点は從来  
はどうも御承知のように如何ともし難  
かつた。占領軍自体を、軍人自体を日  
本の国内法で処罰する云々という問題  
は今までにはあり得なかつたのであります  
が、それが今度ははつきりこの規定  
によりまして、日本の国内法で処理で  
きる。それでその犯則の違反事件に對  
しましては、国内法の处分の特例で規  
定しておりますが、区域内施設内の場  
合はこれはどうもやはり向うの承認を

得てやつたのはうが妥当だというのを承認を得るか、或いは軍の機密に属するような事件を臨検捜査をする場合がむずかしいときは嘱託してやる。区域外で臨検捜査したものをやる場合は日本の裁判所の令状を持つて行けば、隨時必要に応じて違反処分の摘発ができる。こういうことにいたした次第でございまして、その点は前もたび／＼申上げました通り、今までとよほど法律関係も違つて参ると思います。それで各條項ごとにでき得る限りそのようにいたしておりますので、まあ今後におきましては、本当に必要を超えてましても、こういう措置が濫用される、こういう場合におきましては、私ども資料をできるだけ集めまして、遠慮なく向うに申入れたい。私どもいろ／＼接触した態度から申しますと、少くとも中央部の首脳の人々、或いは私どもが接触する範囲の人々、こういう人々に関する限りは気持は全く同じであります。併しながら／＼そろは行かん場合があると私は思います。これは日本の場合におきましてもよくあり得ることでござりますが、そういう事柄につきましては、よく事実を調べて向うに提議しますれば、私はこれはこちらの中央部から然るべき処置が講ぜられ得るといふことをつきましては、私はそう疑わなく思ってもいいのじやないか。又私どもでき得る限りそういう方向に努力いたしまして、少くとも今までのような弊害は猛烈に減少するようなふうに行かなくなれる次第でございます。それで実は御懸念の点は私もいろ／＼先方に話しまして

たときには、専らそういう見地からいろいろ話したわけでございまして、從つて行政協定の中にも一般的にいろいろ日本の法律を尊重しなければならんといったようなことのために、この違反事件につきましては資料を出さなければならんとか、協力をしなければならんとか、或いは特權の濫用に対しましては相互にこれを防止する責任を負う、こういうような條項を至るところに入れて置きました、今度問題が起りました場合におきましては、そういう條項を援用いたしまして、更に適切なる処置を講じ得るようにしておる。そういう点は米比協定、米英協定と比べまして、私どもは今日このきまりましたものはほど具体的であり、はつきりしておるということはこの際はつきり申上げておきたいと思う次第でござります。又私ども單にここで言うだけではなくて、実際に当りましてそのような方針で運用の適正化を図るべく大いに努力いたして行きたいと思う次第でございます。実際問題といたしましても、戦後の一種の特別の空気からしまして、どうもやはりそういう点についてはおまかにしたらどうかといふようなのが、ひとり政府だけではなく、一般の空気になつておるよう私ども、どうも察知せられるのでありますが、だん／＼そういう点はやはり平和條約調印後におきましては、世間の空氣もよほど変つて来ると思います。そもそもそういう点については措置が非常にしやすくなつて来るのではないか、まあそういう点も私期待いたしまして、運用上遺憾なきを期したい。極く

大まかな一般的なことだけで恐縮でございますが、基本的には実はこのような考え方の下に協定をきめる際にも相当しつこく先方とも話しましたし、又法律案もそりいう点でできておりますし、或いはそういつた趣旨からいたしまして、もつと細かくできないかという議論があるかも知れませんが、そこはまあ程度の問題として御了承願いたいと思うのであります。

○木村謙八郎君　只今主税局長から濫用されないよういろいろ規定をしてある。そうしてその英米協定や米比協定よりも厳格に規定してあるというお話をですが、併し大事なことが一つ抜けていると思うのです、非常に大事なことが……。それはですね、第六條のこの免稅規定において意見が違つたとき、両方でこの品物については日本国官憲は第六條に該当しないと認めたときですね、それからアメリカのはうはこれに該当すると認めた、意見が違つたときにはどうするか、今平田さんのお話ではあちらさんに強硬に申入れて適当に処置すると言いますけれども、適当な処置とは何であるか、そういうものがはつきりこれに出ていないのです。意見が違つたときはどうするかということが具体的にはここに出ていないのです。これが一番大事だと思うのです。如何に規定を細かくしても、先ほどの第六條の六において「相当量」という場合、日本国官憲はこれは相当量を超えている、いや向うは超えないといふとき、意見が違つたらそのときは嚴重に向うに申入れても向うが聞かなかつたらどうするのか、一番大事な点を抜けていいと思うのです。この点に

○政府委員(平田敬一郎君) 非常に御尤もな御心配でございますが、その点につきましては、行政協定の二十六條に包括的に規定しておるわけでございまして、「この協定の実施に関する相互の協議を必要とするすべての事項に関する日本国と合衆国との間の協議機関として、合同委員会を設置する」それで「合同委員会は、特に、合衆国が安保機関として、任務を行う。」こういう規定がございますが、私どもはやはりそういう場合におきましては、合同委員会の問題として十分中央部におきましても責任者同志で話合つてきめて行くと、併しながら問題は合同委員会で果してどの程度日本の発言権が擴くなるか、或いはそういうことに対しましても運用がうまく行くか、そういう点にかかるつて来るかと思います。従いまして、この合同委員会の組織構成につきましては、私どもは協定の立案者いたしまして、今申上げましたようないろいろな事項を十分討議するだけの人と、それから又組織、そういうものができ上ることを期待いたしておる次第でござります。

これは英米協定において包括的にきめた。併し英米協定においては包括的にきめたけれども大事な点はきちんとときめておる。日本の関税の免除の規定は細かく規定したけれども一番大切なところが抜けておるのです。先ほど御説明がありましたが、成るほど英米協定は最初は包括的にきめた。そのため非常に弊害が多くつたのです。それで二つの点において弊害が多くつたのにこういうものが横流れしたということ。それからもう一つは無税輸入によつて両方の意見が違つて、英國の官憲はこれは免稅されないのだ、ところがアメリカのほうの解釈によるところは免稅されるのだと、こういうので無税品が相當輸入されたので今度は一九四六年一月十八日及び二月二十一日の交換覚書によつてその点をはつきりするため、両国の官憲において意見が違つたときには關稅免除をしないと、こ<sup>ういうふうにはつきりしたのです。意見が合致したときのみ關稅免除をする。意見が一致しないときには關稅免除を認められないようになります。すると、こういうふうにしたわけです。ですからそうなると非常にはつきりして来るのです。この覚書の(b)にある商品及び贈物は、(i)植民地官憲の要求あるときは米国産品であり、(ii)第14條(1)(c)に規定される米国人により輸入されるものであり、かつ、(iii)受取人</sup>

の個人的使用のため輸入されるものでなければならぬといふ既に両国同意した條件に合致しないときは関税免除を認められないようにしておる。そうすると、こうすれば相当量であるのかないのか、これは該當するのかしないのかと、そういう紛争が起きたときですね、そういうときはこれ一応免稅しないと、こういうような規定になつてゐる。これは從來の包括的な規定のために非常に弊害が生じたので恐らくこういうことをやつたのだと思うのです。ですからこういう米英協定における過去の弊害の実例をお調べになつて、どういう弊害があつたか実際に……。そして米英協定の場合に、なぜこういう関稅特典の濫用防止に関する協定といものを更に結ばなければならなかつたか、こういう事情をよく研究される必要があるのじやないかと思うのです。これは非常に参考になるのじやないかと思うのです。どうも私は先ほど來伺つていて、成るほど主觀的には平田さんの御意見よくわかるのですよ。日本国の不利にならないよういろいろ／＼苦心されたことはよくわかります。やはり相當細かく規定されているということもわかるのですけれども、大事な点において相互に意見が違つたときに合同委員会では足りないので、何かそういう規定をきらんときめておかないとけないのじやないか、こう思うのですがどうございましょうか。

たために非常に解釈上疑問の余地が多かつた。それを或る程度相互の了解で、こういうものは該当する。こういうものは該当しないということを相互に協定できめて來ているのじやないかと思います。その協定できめて來た條件ですね。それに合致しないときには課税する。こういうわけでありまして、見解の差があれば直ぐ関税はこつちが取つてしまふのだ、こういう趣旨ではないと。殊に免税するというものはここにも書いておりますように、更に細かく相互の協定で、こういうものに該当する場合は免税の扱いをしていいだらう、そういうふうにお互いに合意ができる、その條件に合致すれば免税するし、その條件に合致しなければたゞ協定では相当包括的に書いておりましても、免税はしない、こういうことをここではきめているのではないかと思います。それで私どもはやはりこういう点がありますからこそできるだけ細かくいたしておきたい。併し更に細かくいたしましても、さつきの相当量のとか、通常のとかいうことになりますと、或いはもつと細かい問題が起りました場合には相互に詰合いをする必要があるかも知れません。更に具體的に物によりましてはきめる必要があるかも知れんけれども、そういう際におきましては、やはり更に合同委員会でよく打合せをいたしまして、その條件に合致すれば免税するし、合致しなければ免税しないというようなふうに今後におきましても運用上更に努力して行つたらどうかというよう考へる次第でございまして、こういうことは勿論参考になりますので、よく見

○木村彌八郎君　どうも平田さんはまあ事務当局でありますから、如何なるあれでも合理化して、これでいいといふような御意見ですけれども、すぐ合同委員会とか、或いは予備作業班とか、すぐそちへ逃げてしまふ。それで事足りればいいですけれども、こういう法律案とか、或いは行政協定とか、ああいうものにきちんときめておかないと、非常に不安定な、力関係がないから、非常に不安定な、力関係でどうにもなるということになる。それだからこそ法律もきちんときめておく必要がある。今お話をしたことについても、わざ／＼従来の経験によつてこいつらのものができている。單に品目だけじやない。個人的使用のために許されたものかどうかということなんかも包括されているのです。ですから、相当量であるかないかということの認定はやはりこれは入るのですよ。そういう濫用の過去の経験に鑑みてこいつらのものができているのですから、そういうときになぜこういう規定の中にそういうものを入れなかつたか。折角こういう過去の例があるのであるのですから、こういう規定を入れて、合致しないときにはこれは免税しないのだ、こういうふうにするのが私は一番いいと思ふ。合同委員会において、いや適用されるとか、適用されないとか議論していくつても、結局力関係になる。力関係になると、いけないから、今のうちにはつきりこういう法律をきめておいてそないう事実を確定しておく。こういうことが私ども必要だと思う。これは資

見になりますから、まあこれは事務当局の立場としては、この法律案を作つたのだから、何でもこれを合理的に説明しようとしますけれども、私はその態度は非常に賛成できないのです。

次にお伺いいたしたいのは、先の菊川さんが質問された点であります。関税検査の免除の点、その免除される場合が第九條によつて四つ掲げられておりますが、先ほど朝鮮作戦のために日本から出たり、或いは日本国に入つたりする場合には、これは適用にならないと言いましたけれども、それは一体何によつて区別するか。この九條の第一号によりますと、「合衆国軍隊の命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帶品」とあります。が、はつきりこれは行政協定第三條に基いて、合衆国軍隊の命令によつてということになるのですか。若しそうならば、何によつて区別するか。それは適用されないと言われたのです。適用されなければ、そういう場合に何によつてはつきり税關で区別するか。その区別がわからないのですが。

税する。それに該当しないものは免稅しないといふ約束をしたのが私はこれだと思います。従いまして、その條件に該当しない限りにおきましては免稅しないといふことににつきまして、これはアメリカが認めていた。そういうわけでありまして、その点は直接米英協定が非常に包括的であるので、これは補足しているものと私はこの種のようないやり方をやる必要が今後において出て来る場合もあるかと思いまますので、先ほど申しましたような「通常且つ相当量の」というのは、一体どういうものであるか。これはやはり今後におきまして問題がありますようにおきましては、一般的方針を少し具体的に先方と打合せておきまして、それに該当するかどうかをきめて行くというふうにしまして、紛争をできるだけ少くするというふうにして参りたいと思ひます。

それから別段私どもは、でき上つたから合理化しようという気持で説明しておりますということではございません。成るべく最初から合理的なものを作りたいというつもりでおりますことを御了承を願いたいと思います。運用に当たりましても、こういう例等をよく見まして、更に一層そういうことに努めたいたいということを、今木村さんの御注意もございましたので、努めたいと思う次第でございます。

それから朝鮮云々の関係でございますが、これはここで關稅等の特例を認めますのは、二條でございますかに該当する軍人、軍屬又はその家族としま

して、尙欠の説明するものに限るわけ  
でございます。証明の範囲は二條に掲  
げるものに限りますので、その他の場  
合におきましてはこの法律の適用がな  
い。それは別途に協定ができるすべ  
り、それによつてやつて行くというこ  
とになりますしようし、そういう協定が  
なければ、單純に外国人として扱つて  
行くということに相成るかと思いま  
す。





○政府委員(北島武雄君) 誠に御尤もなお尋ねでござりますが、只今先方と打合せておりますやり方といたしましては、大体軍事郵便で参りますものにつきましては、今までデクラレーシヨンがついておりませんやのをデクラレーシヨンを添るときから附けさせ、そしてそのうちの一通を税関に全部持つて来てもらいまして、税関におきまして個々のものを一々審査いたしまして、通常且つ相当量なりや否やということを判定する。そして若しこれが通常且つ相当量の衣類及び家庭用具でない場合には、その分につきまして当該本人に通知いたしまして税金を徴収する。その場合には合衆国軍隊もこれにできるだけ協力するという詰合いになつております。

になりますれば、これは潜られる手もあるかと存じますが、その点はやはり相互の信頼で行かざるを得ないのじやなかろうか。我々としましても今まで全然ノーラッヂのものにつきまして、今後は具体的に個々の郵便物の内容を一々申告してもらうということになりますので、おのずからそこにルールができ上つて来るのではないかろうかと、こう考えておるわけであります。

○菊川幸夫君 併しそういう書類審査をされるというわけですが、書類審査をされましても不審を抱いても検査を行わないというふうに第九條できめてしまつておいて、不審を抱いても手の付けようがない。ただ書類によつて審査をするだけだ、こういうことですか、相当量だと通常という意味は。実地の検査をするものじやなくして單なる書類審査によつてやつて行くんだ、こういうことですか。

○政府委員(北島武雄君) 差当りはお話をのように書類審査でござります。ただこの実行の結果どうしても軍事郵便物から相当な密輸入が行われるということになりますれば、これは又行政協定の本條に立戻りまして相互に特權濫用防止についての措置をいたすことになつておりますので、この條項を活用いたしまして又詰合をいたすことになるかと存じます。行政協定の第十一條には「合衆国軍隊は、日本國の當局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆國軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ」と義務付けられておりましす。それから又九項には(a)としまして、「日本國政府の税關當局により執

行される法令に対する違反行為を防止するため、日本国の当局及び合衆国軍隊は、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。」以下(b)(c)(d)とそれゝ共助関係を規定いたしておりますので、この本則に立戻りまして、若し甚だしく濫用が行われる場合におきましては、現在の免除の規定ももう一遍やり直すということも考えられるわけであります。

○菊川泰夫君 次に第十一條につきましてですが、「譲渡の免許を受けなければ譲渡できない」ということはならない」ということがござりますけれども、こうしますと免許を受けた場合には関税免除物品の譲渡は自由にできるわけになるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 譲渡の免許を受けなければ譲渡できないということがあります。逆に申しますと免許を受ければ譲渡できるということになります。但しそれが若し日本国の法令に反するようなものでありますればこれは又別個の措置によるかと存します。例えまあこういうことはないと思いますが、蘇米類などを譲渡する、これはほかの法律によつて禁止されておりますから、そういうことはできませんですが、日本の法律によつて許されている物品については、これは免許があれば譲渡できるということになります。

○菊川泰夫君 そうしますと、第十一條によりますと合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者がその他の者に輸入した免税物品を譲渡しようとするときには、税關に申告して検査を経てこれを譲渡することができる。そうするとこの條文だけの解釈によりますと、免許で抑えると言われば別でありますけれども、免除

物品を日本人に譲渡するということは免許さえ受けければやれる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(北島武雄君) そういうことでございますが、ただその場合の関税はどうなるか、初め免除されておるじやないか、免除のまま譲られたら困るじやないか、こういう御懸念としますが、それは第十二条に押えがございまして、第十二条では、免稅特權のない者が第六條の適用を受けた免稅物品を日本国内において譲り受けようとするときは、当該譲受を輸入とみなし關稅法及び關稅定率法の規定を適用する、こうありますので、その場合に譲受人が輸入者ということになりますからその譲受人から關稅を徵收するということに相成るわけであります。

○菊川孝夫君 次に第十四條、差押物件等の引渡でございますが、これいろいろの物件を差押えましても遠かに皆合衆国軍隊に引渡さなければならん、こういうことになつております。従つてまあいろいろの違反事件等もございましたしましても、これは差押えましても皆又アメリカの兵隊に返してしまつたのだということになれば、向うさんは治外法権、やかましく言つておつた重大な問題だと思うのですが、一体これはどういうことになるのですか。

○小林政夫君 私もそれを聞きたいと思つておるので、具体的に説明して下さい、事例を想定して。

○政府委員(北島武雄君) お答え申します。第十條は御覽下さいますと、「合衆国軍隊の所有する物品とありまして、特定の軍人軍属などの所有する物品ではないわけです。どういう場合

が想定されるかと申しますと、仮に合衆国軍隊の所有する例えはランチなど利用いたしまして密輸入いたしたといいます。そうすると、それらのランチなどは関税法の規定によれば、税関が差押えて没収するわけです。併しそれが合衆国軍の所有のものである場合であれば返すという規定であります。これは北大西洋條約に基く協定にも全くこれと同様な規定があるわけであります。

○菊川孝夫君 一体合衆国軍隊の所有する、具體的な例でランチを所有するということなどを言わされましたが、そういうことが實際問題として起つた場合にそれをただ差押えてみたところ又あとで返さなければならないということになつたら、当該物品でも合衆国軍隊の品物だというように言張られれば一々その場合には、証明書がないような場合には必ずその証明書を、船荷証券などがついてみればよろしいけれども、ついておらなくとも合衆国軍隊の品物だといふうに高飛車に出るのは、日本の軍隊がやつたからそういうことを言うのじありませんが、日本の軍隊でも何か問題が起きたら国内的にもすぐ、鉄道の輸送にいたしましても御用商人等がやつておるようなもので、これは危いということですが、これに押えましたとすれば幾らでもできるのです。従つて軍の所有品だとうなことで突張つてしまえば手が出ないわけです。すぐ引渡してしまって、それから又それをすぐにそのあとで向う

のほうに引渡すというようなこともや  
ろうと思えばやれるのですが、この悪  
用を防ぐ方法がござりますか。

すから、その中の物品も合衆国軍隊のものだと何か何とかいうようなことはそのときの状況、証拠から行きましてちよつと成立がたいいのじやないかと思ひます。その品物が合衆国軍隊の所有するものであつて密輸でないということになればこういう差押えはできないわけであります。その場合には当該責任者の証明を求めるなど適当な措置があるかと存じます。

○菊川孝夫君 拳動が怪しいというのじやなしに、来た品物でどうも密輸

しいうような嫌疑がかかるたよくな品物が入つて来る。ところが差押を見て見たところが合衆国のはうではすぐアメリカ人同士が連絡をとつて、契約者と軍との間に連絡をとりまして、あれは実は持つて来たのだが、実は一つ軍の証明書でも発註してもらいたいといふようなこともやり得ると思うのであります。が、合衆国軍隊の所有する物品といふものについては或る程度に限定する必要があるのじやないかと思ひます。合衆国軍隊の所有物品といふのについては、例えばP.Xの販売物は軍隊の所有品とは言えないと思うのですが、あります。が、軍隊の所有物品といふ上は本当に直接に軍用目的に使う物、小銃であるとか、或いはビストルであるとか、或いは軍用車両であるとかいうような場合には軍隊の所有物見

○政府委員(北島武雄君)　十四條の規定では合衆国軍隊の所有のものであるわけでございます。御質問の点は、これは合衆国軍隊の所有のものだということを主張いたしまして、そうして無理やりにこの規定の適用を受けて返さなければならんことになるのじやないかという御心配かと思うわけであります。が、その場合には果して合衆国軍隊の所有するものであるかどうかかということは向うにやはり挙證責任があるわけでございます。こちらから合衆国軍隊の所有するものでないと思いますれば、向うから軍隊の所有するものだからことは向うにやはり挙證責任があるわけではありませんが、その場合には果して合衆国軍隊の所有するものであるかどうかかということは向うにやはり挙證責任があるわけでございます。これらは勿論P.X等には関係ないことがあります。

てもこれは隠れもない製約者のものであります。ところがこれは合衆国軍の品物であつてもその中に入つてゐるものは、といふ抗弁ができるか、これは盛んに将来事故の起る因だと思うのであります。そういうようなものでも向うが突張られた場合にはこちらは引められないような場合には、先ほど木村さんが質問しておられましたけれども、抗弁するような措置がちつともとられておらないのであります。向うが主張すればそれじまいだと思うのです。

たいのですが、アメリカの軍需生産について條文的にじやなしにお尋ねします。アメリカの軍需品、即ち特需と言われておる品物につきまして、この安全保障條約第三條に基く行政協定によつて日本に駐留するアメリカ軍が使用する品物と、それからそうでない、例えば先ほどもちよつとお尋ねしました朝鮮の戦線に使う品物でも日本で作らせるということがあり得ると思うのです、日本の特需会社に。従つて契約者等が、アメリカの日本需生産会社等がアメリカの陸海軍との契約によつて日本で品物を作らせた場合におきましてこれはアメリカの日本駐留軍が使うものか、それとも朝鮮のほうへこれを持つて行くものか。その場合に朝鮮のほうへ持つて行くということになりますと、当然日本の軍需工場で作らせたら、普通の状態だつたら、朝鮮で使うようなものだつたら輸入税が、日本で生産するだけでも輸入税、輸出税がかかると思うのであります。ところが名目だけは日本の駐留軍で使うのだという名目の下に持つて来て、あとは全部飛行機で以て盛んに往復しておりますがこれを運んでしまふ。爆弾のごときはそうだと思うのですが、こういうものを押える方法がありますか。この点についてお伺いしたい。

○菊川孝夫君 そうしますと、例えば朝鮮の三十八度線に落ちに行くときにはこれは両方とも、輸入も輸出もこれは免税に、なつておつてこちらは加工貿易を稼ぐ、こういうことになつておるのですが、今の関税の規則から言うと、

○政府委員(北島武雄君) 関税定率法では第八條に「左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入税ヲ免ス」、当初輸入税を免除いたしましてそつとして又あとで出ることが確定なものは最初の輸入税を免除するわけであります。これは加工貿易の促進の意味において定率法にこういう規定があるわけであります。

○菊川孝夫君 そうしますと、朝鮮の戰線で使つておるような爆弾なんかも今後日本の特需会社が引受けて生産をするといふような場合には、当然輸出輸入の今関税定率法の規定に従つて免税にするのであるから問題はない、とういうわけですか。爆弾に持つて行くのも輸出とみなす、こういうわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 但しその点につきましては、政令で以て指定したものとか指定した物品がございますが、広く只今のようなことは認められないわけであります。若しそういう必要がありますれば、関税定率法の施行

○菊川孝夫君　これはもう実際問題と  
政令によりまして品目を定めればでき  
ることになつております。

〔速記中止〕

して直ぐ起るし又起りつつある問題だ  
と思うのは、私の申上げるのは、アメリカから原料乃至その他の材料を持つて来まして、日本において爆弾なんかの場合に火薬とかその他の部分品を持って来て、二つ以上の販賣店まで運んで

○菊川幸夫君　関税法の質疑はこのくらいにしまして、次に私は国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案についてお尋ねいたしますが、この第三條でござりますが先ほどもちょっと御説

そうして爆弾に仕上げてしもう。これ  
を朝鮮の戦線或いは将来起るであろう  
アジアの各地にいろいろの非常事態等  
が起つた場合にこれを使用する場合  
は、再輸出とみなす。それは日本の駐  
留軍が使う場合は別として国連軍との  
関係は非常に複雑になつて来ると思う  
のですが、それを再輸出とあなたのほ  
うは認めておるというのですか。爆弾

明かございましたが、一国税局長官、國税局長、稅務署長若しくは稅關長から合衆國軍隊の権限ある者に嘱託して「施設及び区域内におけるところの國稅反則取締法或いは關稅法の規定による臨檢、搜索は行う、こういうことになつておるのであります、そこでその二項におきましては、「前項の規定による外、合衆國軍隊の構成員」云々云の「若しくは財産又は合衆國軍隊の

○政府委員(北島武雄君) 観念的には私が申上げましたようく再輸出ということになります。但し具体的に御指摘の爆弾云々についてはまだ政令では規定いたしておりません。定率法だけから言いますと現在そういうものについては政令で指定いたしておりませんので免税にはならないわけであります。ただ一方若し今後国連軍との協定ができまして国連軍のために使用する物資も輸入税を免除せられるということになりますればそのほうの規定で盼えるわけであります。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと御報告申上げますが、先ほど理事会を開きましたこの行政協定の法案について研究してみたのであります。ちよつと速記をとめて下さい。

財産について、臨検、捜索をすることができる。こうしたことになつておるのですが、これは一体原則はこの嘱託して施設、区域内はやつてもらうであつて、必要に応じては收税官吏又は税關官吏は施設、区域でも入つて行ってやることができるということは實際向うも認めておるのですか、入つて行くことをこの点を一つ。

○政府委員(平田徵一郎君) これは二項と二項と分れます。一項は私ども原則としまして向うの承認を受けましてこちらが入つて行つてやる、当該官吏が入つて行つてやるのであります。併しやるにつきましては軍隊の承認を受けてやる。併し例えば軍機の秘密に属するようなところを捜索しなくちやならんといったような場合におきましては、これはどうもこちらの当該官吏でやることは適當でございませんの

いうもので、純粹の刑事案件とは違うのでありますて、従いまして我々としてはましては、こういう事件につきましては、あくまでも一つ日本の犯則取締法に基きまして、いわゆる属人主義といいますかそれによりましてそれへ必要な処分を行う、こういう趣旨でその旨を明らかにいたした次第でござります。それから区域内におきましては或る程度の制限を受けますがやるのはこちらがやる、勿論工合悪いときには向うに嘱託してやる。区域外では全部こちらが法律に従いまして日本人と同様にやるということを明らかにいたしております次第でござります。

そういうことはやらない、向うのアメリカの軍隊だけが権限があるということを説いておるわけですが、税法違反につきましては一種の刑事事件と行な事件の中間みたいなものですが、行な处分の延長といたしまして裁判官のへり状を得て承認を得ましてやるわけであります。が、現行犯の場合はすぐで、すが、そういうふうなものであります。で、刑事事件の場合とこの場合とは、甘遠つて来ると言えます。ことは勿論先方と話合いまして了解がつてこの法律案を出したわけございまして、その点は税法のほうはちょっとほかのものと違う関係のものと考えます。

税官吏臨検、捜索又ハ差押ヲ為スニ当  
リ必要ナルトキハ警察官又ハ警察官吏  
員ノ援助ヲ求ムルコトヲ得」、この規定  
がありましてこれが勿論適用になる  
と思います。

○菊川孝夫君 それは国内法において  
日本人に対して捜索又は差押の場合に  
はこれはその法律は適用するでしょ  
う。ところがこのアメリカの合衆国軍事  
隊の構成員だとか、そういう家族、軍  
属とそういう特別な特権を持つておる  
わけなんです。その点については当然  
警察官の応援を得てやり得るというこ  
とはなくしてこれは了解もついた上で  
でござりますし、又実際今後実施する  
場合において例えばたばこの闇売など  
かやつておる場合には、警察の応援を受  
けて身体検査をやるという方針でござ  
いますが、ちゃんと方針として確立して  
おるのである、大蔵省として……。

いろいろ弊害があるのですが、向うの兵庫が盛んに今まで行なわれておるのですが、洋モクを日本人又はその他に販賣しておるので目撃することは我々もあつたるわけですが、そういうことはすべく税関官吏、收稅官吏等は今後はそうう若し事件があるような場合にはそぞろ身体検査をやり得る、こういうことになりますか、實際問題としてですね。  
○政府委員(平田敏一郎君) できるとになります。  
○菊川幸夫君 それは行政協定にもありますからも載つておるのですか、そこそこことは。  
○政府委員(平田敏一郎君) 行政協定には純粹の刑事事件でござりますね、普通の一般の刑事案件につきましては

○政府委員(平田敬一郎君) その点は、日本人に対する場合と全く同様でござります。  
○菊川孝夫君 法律上では收税官吏又は税關官吏はこれをやれるということになつて、することができるというふうになつておるが、この場合には必要な場合警察官、或いはこれは関稅法にあるかも知れませんけれども、外国人に向つてやるときに、外国の軍隊に向つて警察がそれを応援できるかどうか、これははつきりしておいてもらいたいのですが、これは将来……。  
○政府委員(平田敬一郎君) 国稅犯則によるかどうか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(平田敬一郎君) その点はさておき、元帥閣下の御意見であります。日本人に対する場合と全く同様でござります。  
○菊川孝夫君 法律上では收稅官吏又は税關官吏はこれをやれるということになつて、することができるというふうにとになつておるが、この場合には必要な場合警察官、或いはこれは關稅法にあるかも知れませんけれども、外国人に向つてやるときに、外國の軍隊に向つて警察がそれを応援できるかどうか、これははつきりしておいてもらいたいのですが、これは将来……。  
○政府委員(平田敬一郎君) 国稅犯則取締法第五條に規定がありまして「收稅官吏臨檢、搜索又へ差押ヲ為スニ當リ必要ナルトキハ警察官又へ警察官吏員ノ援助ヲ求ムルコトヲ得」、この規定がありましてこれが勿論適用になると思ひます。  
○菊川孝夫君 それは国内法において日本人に対して捜索又は差押の場合にはこれはその法律は適用するでしょ。ところがこのアメリカの合衆国軍隊の構成員だとか、そういう家族、軍属とそういう特別な特權を持つておられるわけなんです。その点については当然警察官の応援を得てやり得るというふうとではなくしてこれは了解もついた上です。でございまして、又実際今後実施する場合において例えばたばこの闇売なんかやつておる場合には、警察の応援を得て身体検査をやるという方針でござりますか、ちゃんと方針として確立しておるのであるが、大蔵省として……。

○政府委員(平田敬一郎君) 実は国税犯罪則取締法につきましてはここにはつきりいたしております。ようやく、この法律の執行に当たりましては三條の一項、二項でやるわけでござりますので、これは当然でござるものと私ども解釈いたしております。

○菊川孝夫君 これはなぜ私がこれを申上げるかといいますと、曾つて日本でも有名な大阪でゴーストップ事件というのが起りまして日本の軍隊でさう日本の警察が制止したことによつてえらい事件が起きたことがございまして。ここで政府がそれだけ確固たる腹を以て、ゴーストップ事件の或いはそれ以上の事件が、外国軍隊であるし言葉も十分通じない、従つてそれ以上の事件も又起り得ることを悟悟で、現行犯で施設外であつた場合にはやる腹を持つておるかどうか、それを聞いておるわけであります。

し結構だと思います。我々も賛成であります、実際問題として特に外国の軍隊が長い間占領をしておりまして、そうしてよう／＼占領が駐留に切替えられたときでも、彼らは駐留軍の軍隊というものは何だか占領意識というものはなか／＼容易に抜け切れないものであります、これはエジプトにおけるイギリス軍隊或いはインドにおつたイギリスの軍隊の例を見ましても、なかなか日本の收税官吏、又は税關官吏等に対しましてはもう問題にしないというのが多い。一體條文におきましてはなるほどそういう了解がつきましても、末端へ参りますと非常な紛争が起きることを当然予想しなければならんと思います。現に大藏省の收税官吏等はこの間も大阪で第三国人、朝鮮人の密造部落襲撃に当りまして日本の警察では手が出なかつた、二回に亘つてやつた、而も危害を加えられておるという事件も起きておりますが、ああいう事件はよもや起きまいと思ひますけれども、軍人、軍属でござりますので武器を皆携帶いたしております。従つてこういうことをやるには相当身体の危険も考慮に入れてやらなければならん、こういうことをやらせようとする、今平田さんが言われたようなことをやらせようとする場合には、それによつて生ずる危険の保障ということも考慮しなければならんと思いますが、平田さんこういう法律をこしらえてこれからあなたの所属、いわゆる大藏省の所属のこれらの官吏にやらせようとするのあります、これらの保障につきましては相当お考えになつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) それはなかなかむずかしい問題でござりますが、これは私は結局はやはりアメリカ軍自体の規律の保持でござりますから、そういうことに対する向うの軍の首脳部及び軍人さんがたの考え方、これが今後どういうふうになつて行くか、恐らく私は今後は、今まで私どちらかと申しますと占領軍としましてはほかの場合と比べまして非常によかつたと思いますが、勿論弊害も多かつたことを認めますが、今後におきましては特にその軍紀の保持ということにつきましては特に注意されるのではないか、又そういうふうになつて来るのではないかと一方においては期待いたしております。それから一方におきましては、これは勿論先ほどもちよつと渡野さんに申上げましたように、日本の国民の空氣でございますが、世論と申しますか、そういう雰囲気でございますね、そういうものが大事でありますて、そういう雰囲気がだん／＼独立後醸成しますすれば悪い意味じやなく、悪い限り立てるというのではなくて、独立後におきましてはしつかりそれぞれ法令をお互いに遵守して參りたいということにつきましては、更に一層規律のある秩序を打立てると、心がまえができますれば、これは私は實際問題としまして、こういう場合に対処する場合に非常にやり易くなるのではないか、私は全体といたしましてそういう方向に両者が行くことを期待いたしましたが、現在もそれ／＼税關官吏等がいろいろ処置をやります場合におきまして

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。

○菊川孝夫君 たばこ専売法等の臨時特例に関する法律案についてちょっとお聞きしたいのですが、これは皆さんもうすでに御質問になつたかも知れませんが一番事故の多いのはたばこの専売問題だと思うのですが、これによつて大体相当日本の専賣益金というものは私は阻害されてゐる。占領下においてこれは買う日本人も悪い、アメリカばかりではないのですが、現にもうアメリカの兵隊さんが平氣で日本の列車の中などにおいて日本人に向つて販売しておることもあるし、日本の恐らく大都市の高級料理店へ行つて注文すればもう平然と洋モクが販売されておる、実際問題として。一体今日一年間にあなたのほうでは相当調査をされておると思います。専売局では推定して盛んに宣伝して洋モクをすつてはいかんという宣伝をされておるのだけれども、これによる被害が一体どれくらいあるということは当然専賣當局としては調査並びに検討はされておると思うのであります。この点について先づこれから将来ああいう事故を防ぐようになりますが、この点について先づこれはもうどうしてもしなければならん。一番この問題は起りやすい。簡単なようでありますけれどもああいうたばこのときは嗜好品でございますの

で、一旦がんじんでしまいますと毎日光をすつておるともうこれは光が一番うまいし、又ラツキーストライクをつておりますと又これでなければならん。こういうことになると思いますので、これらのこと事故が私は一番多いと思いまいし、これが長く今後いつまで駐留といふことは続くかも知れませんが、なればなれるに従つてどうも等閑に付されがちになりますて、たばこくらいといたばこの専売制度というのは日本の歴史から見ましても非常に古いいろいろの経路をたどつて今日のような状態になつたのでありますから問題は私は大きいと思うのですが、第一にお尋ねしたいのはこの点。第二にはこういう闇たばこの横行を基本的にはどうして防ごうとせられておるか、この点を一つ伺いたいと思います。

いたしました件数、これはまあ大部分現在までは日本人でござりますが、二十四年度に千七百五十九件の検挙をいたしております。二十五年度は五千四百十一件の検挙でございます。二十六年度は昨年末までに八千三百十三件、それからそれ以後今年の一月、二月で約二千二百件程度検挙いたしております。今後はひとり日本人に対するのみならず米国の軍の構成員でありましても日本人に不法に譲渡すという場合には、たばこ専売法六十六條の定めるところによつて違反になるわけでありまして、こういうふうな面につきましては、たばこ専売法六十六條の定めるとともによつて卷たばこを製造させることを認めつもりでございますが、これは、たばこ専売法六十六條の定めるとともによつて違反になるわけでありまして、こういうふうな面につきましては、たばこ専売法六十六條の定めるとともによつて卷たばこを製造させることを認めつもりでございます。

○蒲川孝夫君 こういつたたばこ、特

正式の輸入ルートができまして、正式の輸入ルートで以て輸入いたしました

分につきましては、その箱の表の中央に専売公社の商標をはつて販売いたしてあります。例えはラッキーストライ

ク、或いはエスター・フィールドとい

うようなものは二十本入り一箱百三十円といふ定価で販売いたしてあります。そういうふうな正式ルート以外のルートで参ります分につきましては、今後も十分取締を励行して参りたいと考えております。

○蒲川孝夫君 こういつたたばこ、特に塩等でございますが、これをわざわざ無税で持つて来るということをし

なくとも現地調達でもできると思うのですが、これはやつぱりフリーピンなどはたばこが向うはたくさんできる、マニアたばこで有名なんですが、フリーピンの協定などは協定はどういうふ

うになつておりますか、たばこを現地で調達させるようにしておりますかそ

とかいうことだけを合法化するといふ  
国内立法手続だけを規定しましたもの  
で、その意味におきましては極めて法  
制技術的といふか技術的な立法に相成  
っております。御指摘になりました根  
本の問題といたるものよ、たゞこ憲法等

六十六條による不法所持、不法譲り渡  
し、不法譲り受けというものの取締を  
励行するということをごぞいます。そ  
の点につきましては全く同感でござい  
ます。

専売監視というものが軍の構成員でもある直接相手にして臨檢、捜索、差押ができるということに相成つて参ります。なお念のために申上げておきますが、この三條の三項に専売關係においてはたばこ専賣法だけを例示的掲げてございますが、たばこ専賣法のはかに塩専賣法でありますとか、しょうて専賣法、そういうものもいすればここで以て準用されるということに相成つております。

○菊川孝夫君 そうしますとこの第三條の二項によつて差押しますという

さいましたが、そんじるお方が、いわゆる法律案が通つた場合にこれによつてやられるのです。あなたはたばこ専売法の十六條をやると言つたけれども、実はここで見ますとたばこ専売法その他の法律において準用する、国税犯則取扱法等の臨時特例に関する法律案、この法律案が通つた場合にこれによつてやられるのです。法又は關稅法の規定、この準用といふことにつき、もう少しがれど、二の六十二

六條じやなしに、これの特例の第三條によつてやるのじやないのですか。  
○政府委員(久米武文君) 先ずその如きになるかどうかといふ、違法であるか否かがどうかといふことがたゞ専売法の本意になつてゐるのですか。

法の六十六條で違法になります。たばこ専賣法違反事件になります。たばこ専賣法違反事件になりますと、今度は国税犯則取締法を準用する、違反事件に初めて手続規定を準用するといふわけですが、その準用する場合にこの国税犯則取締法の臨時特例に関する法律の第三條の規定が準用さる。それで施設及び区域外であれば壳公社のたばこの取締監視、いわゆ

専売監視というものが軍の構成員でもあります。直接相手にして臨検、捜索、差押ができます。なお念のために申上げておきます。

○菊川孝夫君 そうしますとこの第二條の二項によつて差押しますというのでは、これは非常にそのむずかしい問題だと思うのですが、軍人、軍属の家庭における差押と言つたつて、これはあれのすうやつだと言つてしまえばおしまいだ。現行、壳渡しているところをつかまると以外に方法ないので、その瞬間をつかまえなければおれのすうやつだと言つてしまえばおしまいであります。そういう場合に瞬間をつかまえるということは実際問題としてでございません。仮にできたとしましてもこのまま押えた品物はどうするつもりですか。そいつの処置はどの規定によつて処されますか。差押することができるということだけはあるのでございませんが、その後の処置はちつともきめていいのですか。これはどういうふうに理されるのでございますか。

○政府委員(久米武文君) たゞこ専法違反の場合には、そうするともうアメリカ人といえども国内のその法律よつて没収になる。ところがこれは

治外法権になりますわけですね。そうすると事事件になるわけですね。そうすると外法権になりまして向うが不服を申立てました場合には、これは裁判ということになるだろうと思うのでありますが、そうすると向うの裁判になりますが、そうすると向うの裁判に服する。属人主義ですから向うの裁判に服することになるわけですが、いわゆるあなたのほうで没収したたばこをアメリカ側の裁判に渡してしまおわけですか。そうすると最後は裁判になるだろうと思うのであります、そうなつた場合には、このたばこは向うへ引渡しちまうことになるでしよう、向うの軍隊のほうへ、所属部隊のほうへ。この処置はどういうふうにせられますか。裁判権がこつちにないのだから、没収したつてこれはやつぱり裁判にならぬ。

支那の通商と通航

まざまな問題が発生するので、たゞこれ  
ました問題でありますので、たゞこれ  
宪法はちよつと特例がありますので、  
人情的の点にて、二點、三點、

一般的な点を申上げますと、間接国税の場合は通告処分というものをやるわけでございます。この通告処分は二種の行政処分でございますが、これによつて官吏の懲戒のある官吏から官吏の差し控えられた場合の點でござります。

が、出せる。税務署長が例えば脱税した  
脱税額に相当する金額と、それからそ  
の何倍かに相当する罰金に相当する金  
額——罰金自体ではないのでございま

すが——罰金に相当する金額を通告仰せられ  
て通告するわけござります。そこまでが実は行政官ができる処分。それ  
で履行しなかつた場合にはどうなるか、これは皆発する。その場合にはそれから以後の純粹の刑事事件になりますと、これはどうも一般的の御承知の通

り、普通の刑事案件と同じような徴候になりますし、それ／＼向うに隸屬されて行く。相手がたが軍人軍族、その他家族でござりますれば、そういうことに相成るかと思います。併し税金はこれ又最後まで行政処分でございまして、納めない場合におきましてはこちらの官吏が適当なものを差押いたしまして、これは強制的に取立てて徵収することができる。これは日本の国税徵收法をそのまま適用いたしまして最後的行政処分ができる。従いまして通告処分、反則処分、税關長は通告処分ですか、こういう処分に入らないあとの純粹の刑事事件、これは一般の刑事案件と同じようなことになる。我々の段階は通告処分をやる段階までは、ここに出しました各種の法律案でそれだけ必要がある措置はとれる、かようなことになるかと思います。

り、普通の刑事案件と同じような実体になりまして、それ／＼向うに繋属されて行く。相手がたが軍人軍族、その他家族でござりますれば、そういうことに相成るかと思います。併し税金はこれ又最後まで行政处分でございまして、納めない場合におきましてはこちらの官吏が適当なものを差押いたしまして、これは強制的に取立てて徴収することができる。これは日本の国税徴収法をそのまま適用いたしまして最後的行政処分ができる。従いまして通告処分、反則処分、税關長は通告処分ですか、こういう処分に入らないあとの純粹の刑事事件、これは一般の刑事案件と同じようなことになる。我々の段階は通告処分をやる段階までは、ここに出しました各種の法律案でそれ／＼必要がある措置はとれる、かようなこ

となるかと思ひます

國税の場合はよろしくござりますね。たゞここで没収した場合にこのものの処分等につきましては刑事訴訟法等の關係を一体どういうふうに扱われるつもりか。

○政府委員(平田樹一郎君) なほ税法違反の場合を御説明しまして御参考にいたしますが、通告処分をやるにつきましてはやはり一般の証拠書類をこつ

ちで收集しておるわけござります。そうして現品等も差押える。それで大体差押目録、領収目録を作りまして、こつちでちゃんと書類を保存しているわけでございます。そういたしまして通告処分に従えばその事件はそれでおしまいであります。刑事案件には行

がなして問題が解決する者の場合に  
刑事事件として罰金を受けたという効  
力は生じないで、一種の行政罰的な処  
罰を受けたということで問題はけりが  
ついてしまう。これを履行しなかつた  
場合におきましては、今度は証拠書類  
を全部告発と同時にそれをくつ付けま  
して裁判所のはうに出すわけでござい  
ます。それでは行政官庁としてのや  
る手続はそこで済む。現品等も勿論押  
えておく場合におきましては原則とし  
て引継ぐべきものだと考えております  
が、ただ腐敗その他損害の虞れあると  
きには公売に付しまして代金を供託す  
ることがができるという規定が国税徵收  
法にはしております。たゞこの場合  
等も、品いたみができるどうにもなら  
んという場合には、或いはそういう措  
置ができるかも知れませんが、原則と  
しまして現品はやはり証拠物件の一つ  
としまして向うに引継ぐということに  
原則は相成るのではないかと思ひます  
が、専売法を私詳しく読んでおりませ  
んから、久米君から……。

いかんということに法律では相成つてゐるのです。それでP.Xなり海軍の販売所、或いは映画館とか社交クラブ等におきまして日本人にどん／＼たばこを闇流ししているということを見付けた場合に、これに対抗する処置としてはどういうふうにして対抗して行くつもりであるか。それとも行政協定による刑事案件の処理等の関連をどういうふうに処理されるのか。こういう点を一つ説明して頂きたいと思いますが、これはまあどういようとされどもなかなか長い間には、……今でも東京のどこに行つても自由にラッキーストライクが買える。専売局が幾らやかもしく言つても買える。このまま五年も十年も続くかわからんのだが、そんなことをしておいて表面だけきれいに裝つたつて駄目だと思うので、そういう点をどういうふうに調整し処理するつもりであるかということをお伺いしたい。

えるので、軍人が買つて日本人に売るのだが、そういう売つてゐる現行犯を見付けたが、その家に行くとたばこはたくさん持つてゐる。これはすうやつだ、売つたのはあれだけだということになりますと、一つ売つただけであつて家宅捜索をやつてみたところで押収は私はできないと思うのです、実際問題として、今の法律から言つて専売法違反をしたのは、その個人が現行犯を犯しておるのだ。あなたは今専賣法の六十六條ですか、それに従わなければならんのだが、従わないものをそのまままでただ一個だけを押えただけであつて後は何とも処置ができないものかどうか。処置するならどういうふうに処置するのか、それは刑事訴訟法等にも関連するのか、こういうことをお尋ねしている。それで押えてしまつたらそれだけであつて、後のほうの処置は全然できないものかどうか、そういう点を一つ。

緒に遊んでそういう女の人にやるとか  
というようなナルートで出てくるのが大部分でございます。およそ四十億と推定されれば、三十何億かというものは、そういうふうなルートでもつて出てくるものでございまして、これは條約発効後は專賣法違反として日本の專賣監視が直接軍の構成員或いは軍属等に対して、或いは捜査、差押えをするということでございます。ただ日本人に渡したという場合は、その授受が實際問題といたしまして渡して初めて違反になるので、手許にありますものまで渡す意思があるかどうかよつとこれは推測することは困難でございます。実際に渡したら實際問題として要取つた日本人をとらえまして、これは不法譲り受けで、これは現在のたばこ専賣法におきまして不法譲り渡し、不法譲り受けと共に罰則としては三年以下の徴収、三十万円以下の罰金といふうな相當重い罪が規定されておりまして、條約の発効後は今具体的な場合におきまして、譲り受けた日本人も譲り渡したアメリカの軍人、軍属も共にその罰則の適用を受けるという建前にいたしておるわけであります。そのことは特に特例法には書かなくとも現在の法律で條約発効になれば当然にそういう結果が起るという建前になつてゐるわけでございます。

ういう場合に私は日本の裁判所において最後の処理をされる、譲り渡したアメリカの軍人、軍属なるものは、当然裁判に服して裁判されるという、そういう手続は専売局としては取るのだ、こういうお話をござりますな。  
○政府委員(久米武文君) 只今の具体的な場合について申上げますと、先ず問題は大体序すぐのではないかと思います。なお裁判の段階まで進みますれば、それは一般原則によるわけであります。

○政府委員(北島武雄君) なお通告处分につきましては、通告処分の履行を確保いたしましたために、先方との只今までの打合せでは、通告書を本人に交付すると共に当該部隊の隊長宛てて写しを出す、隊長から納めさせるということにいたしております。それによりまして余ほどのことでない限り大体通告処分の履行は確保されるのではないかとこう我々は考えております。

○菊川幸夫君 最後にこれは細かいようではありますが、いずれも附則には「この法律は、條約の効力発生の日から施行する。」というふうになつておるのでござりますが、これは「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。」と違つておりますが、特別調達資金設置令の一部を改正する法律だけはこの附則に「この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。」

「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約」と、こういふに項目がついておるためには「條約の効力発生の日」にというふうにせられて、一方特別調達資金設置令の一部改正はそれがないために「安全保障條約の効力発生日のから施行する。」こういふにされたのですか。これは何か特別調達令の調達資金設置令だけは附則の表現が違つておる。細かいことだけれども、別にこれは「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険條約に基く」云々とつておるやつは、安全保障條約の効力発生ということがわかつておるからと、いうことでこういふに表現せられたものですか。それをちよつと伺いたい。

の定義が、以下安全保障條約を條約といふやつは全部にありますか。

○政府委員(平田誠一郎君) 所得税の臨時特例のほうはこの二條の第二項にございます。従つて附則では單に條約と称しております。それから關稅法の特例では同じ第二條の第二項に(以下「條約」という。)という言葉でくくつてあります。従つて附則も單に條約という言葉で表現しております。たゞこも同様に第二條第二項に(以下「條約」という。)という言葉で附け加えておりますので、そのようにいたしております。

○菊川孝夫君 よくわかりました。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て閉じます。

午後三時五十九分散会